

令和2年第15回野洲市教育委員会定例会

○日 時 令和2年7月29日

開会時刻 13時30分

閉会時刻 14時51分

○場 所 野洲図書館 ホール

○出席委員

教育長 西村 健

委 員 荒川 眞知子 委 員 立入 利晴

委 員 瀬古 良勝 委 員 南出 久仁子

○説明員

教育部長 杉本 源造

教育部政策監（幼稚園教育担当） 赤坂 悦男

教育部次長 田中 源吾

教育部次長（学校教育担当） 井上 善之（兼学校教育課長）

教育部次長（幼稚園教育担当） 井狩 昭彦

教育部次長（文化財担当） 進藤 武（兼文化財保護課長）

こども課長 西村 一嘉

学校教育課参事 井関 保彦

ふれあい教育相談センター所長 田中 達男

野洲市学校給食センター所長 水野 哲平

生涯学習スポーツ課長 井狩 吉孝

スポーツ施設管理室長 中川 靖

野洲市文化ホール館長 小山 茂

野洲図書館長 宇都宮 香子

歴史民俗博物館長 角 建一

教育総務課長（事務局） 中塚 誠治

教育総務課主席参事（事務局） 北田 岳宏

教育総務課職員（事務局） 枝 瑞紀

令和2年第15回野洲市教育委員会定例会

令和2年7月29日

【西村教育長】 それでは時間になりましたので、これより令和2年第15回野洲市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席委員は全員で、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

次に日程第2、令和2年第14回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和2年第14回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど、荒川委員と南出委員にご署名をお願いします。

次に日程第3、令和2年第15回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員についてですが、議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、荒川委員と立入委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に日程第4、教育長事務報告に移ります。私から報告いたします。

先月6月24日から7月28日までの事務報告について別紙をご覧ください。

6月26日、3中学校の校長先生に集まっていただいて、制服改定について協議をしております。これはLGBTの絡みもあって、子どもたちの着ている制服を変えていこうと、男子の詰め襟や女子のセーラー服をちょっと変えていこうという流れが各学校ともありますので、3中学校で足並みを揃えてやろうということで校長先生同士が集められました。元々制服は学校と保護者さんで決めておられますので、教育委員会が中心となって決めるものではないのですが、教育委員会もそのお手伝いをさせていただくということで、入らせてもらいました。これが第1回目の協議ですので、これを契機に1年ぐらいかけて変えていこうということで、私と学校教育課も入らせてもらっています。

続いて、6月29、30日、それから7月2日に校長面談を行っております。これは県費の教職員の人事評価に関わって、教育委員会が校長の人事評価を行うことになっておりますの

で、個別に面談をしております。

それから、7月3日、10日、15、16日と教育委員さんとで園訪問にお伺いしております。コロナ対応で、園にはたくさんのおもちゃがあって、その消毒とか、本当に大変だな、ご苦労されている様子がよくわかりました。

次に裏面へいきまして、7月20日月曜日の真ん中らへんに、学校教育課県費臨時講師雇用関係ほかと書いていますが、これは県費の正規職員以外に、例えば、特別支援学級でしたら週4日、朝から4時間、もう一人先生がつきます。そういういろんな形で臨時の先生方を県費で配置していますが、コロナで夏休みが短くなって授業日数が増え、そこが授業になるということもあり、その3週間分の予算が出るということで、夏休みが短くなった間も臨時の先生方にも出勤していただくということが可能となりましたので、その関係の協議をしております。

それから7月28日、北野小学校と祇王小学校をちょっと見に行きました。見に行った1つの目的は「花のプレゼント」というのがありまして、地元の花店から花を学校に置いていただくということで、卒業式や入学式にステージの上に花がありますが、それらの花かなと思って行ったら、それがなんと5倍ぐらいの量で、背丈よりちょっと高いぐらいの高さの花が飾ってありまして、びっくりしたんですが、その花につきましては、水やりとかいろいろなお世話も含めて、花屋さんがやってくださるとのことでした。

今朝は野洲小学校へ行きました。学校によって置く場所はいろいろですが、子どもたちの出入りするところとお客さんの出入りするところなどいくつか分けて置いていました。そんな花を子どもたちが休み時間ごとにすごいなと見に来ていました。それから、校長先生にお伺いすると、何人か保護者さんが送ってこられる家庭もあるようで、そのときに、保護者さんがびっくりされていたというお話もお聞きしました。何より先生方もこんなたくさんのお花で、ものすごく癒されますということも言っておられて、非常に花の効果は大きいと思いました。ただ、小学校は8月から休みに入りますので、どうかなと言っていたら、ちょうど個別懇談会をどの学校もするというので、親御さんにも見ていただけるということもあって、何とか8月の前半まではもつかなと花屋さんとお話をさせてもろてますということでした。

以上で、事務報告を終わりたいと思います。

何かご質問等ありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 それでは、次に日程第5、付議事項（1）議案のほうに移ります。

議案第61号、野洲市教育委員会ハラスメント防止指針の制定について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 議案書の2ページ以降をご覧ください。

このたび、野洲市教育委員会でセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、それから妊娠、出産、育児、または介護に関するハラスメント、この3つのハラスメントについて防止指針を定めたものです。セクシャルハラスメントについては、平成19年4月1日以降、妊娠、出産、育児、または介護に関するハラスメント、いわゆるマタハラというふうにも言われていますが、これについて平成29年1月以降、職場で防止に関する取組が法的に義務化されてきました。しかし、野洲市教育委員会においては、学校内でのこれら2つのハラスメントについて何の規定も指針も相談窓口の設置もされていませんでした。ちなみに、県内19市町中、野洲市を含めて4市にはなかったということもありました。

そして、令和2年6月1日以降にパワハラに関する同様の規定が設けられました。加えて、昨年、兵庫県神戸市において小学校教師への複数の教師による身体的な暴力、暴言、性的な嫌がらせが発覚したこと、草津市における校長の不祥事もあり、本市教育委員会においても早急に3つのハラスメントについて指針の策定、相談窓口の設置を行う必要がありました。そこで、野洲市教育委員会として、ハラスメント防止指針を策定し、ハラスメント事案が発生した際の相談窓口の設置をしようというふうに考えた次第です。

まず、4ページをご覧ください。働きやすい職場になるためにこの指針を貫いているのは、2段目にあるように、ハラスメントのない学校は心無い言動で誰もが傷つけない学校であり、こういう学校は教職員にとって働きやすい職場であるだけでなく、児童・生徒にとっても学びやすい学校になるはずであるということです。そして、ハラスメントの問題を通してみんなにとって働きやすい職場、学びやすい学校をつくり、ひいては不祥事を防止していこうというものです。

6ページからはセクシャルハラスメント等、3つのハラスメントについての定義や範囲等について書いていますが、これらは全て人事院の規定、規則をそのまま適用したものです。ただ、セクハラやパワハラについては、民間事業所や公共の役所にはない児童・生徒、教員免許を取得するために教育実習に来る大学生についても考慮すべきとの通知が文部科学省よりありましたので、本指針には児童・生徒、あるいは教育実習生についても考慮すべき点を加えてあります。

15から18ページには、実際にハラスメントが発生した、あるいはそうではないかと当事者が思った時の相談対応について述べています。基本的には同僚や管理職に相談するのが一番かと思いますが、中には学校にどうしても相談しにくい、あるいはできないという場合があります。そういう場合は直接教育委員会に相談することも想定しています。そして、教育委員会に直接相談される場合は相談対応する者の職階、男女等を選ぶことができる旨を明記しています。これは女性の相談者が女性の対応者を選んでもらえるようなことを想定しております。

19ページ以降はハラスメント防止に係る校長、教育委員会の役割と不祥事防止に関する研修についての考え方を述べています。教職員による不祥事はハラスメントに限らず、飲酒運転やわいせつ事案等もありますが、不祥事を防止できる職場はハラスメントも防止できるという発想に基づいて書かれています。

最後に、この防止指針を作成するにあたって参考にした資料を23ページに載せています。以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第61号について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 3点、お聞きします。

1点目は、これまでの野洲市の教育委員会におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、これらの実態はどうかです。例えば、発生件数とか、その傾向等について教えていただきたいと思います。

2点目は、発生した事例について、具体的な内容を教えていただきたいと思います。

3点目は、先ほど説明にもありましたように、教育委員会の役割と20ページに書かれています。組織的に対応するための校内の組織の整備と必要な指導、助言、それから、相談窓口の設置です。校長から報告を受けるのではなく、当該教職員が直接教育委員会に相談できる窓口をこれからつくるということですね。その具体的な日程や準備状況等について教えてください。適切な対応の実施ということで、ハラスメントを行った当事者に適切な指導を行うということですが、どういうやり方でその措置を講じるのかです。

それから、研修についてですが、これまでこういったハラスメントに関する研修を実施してこられたのかどうか、あるいはもし実施してこられていないのであれば、今後どのような研修計画を考えておられるのか。この3点についてご説明をお願いします。

【西村教育長】 井上部長、お願いします。

【井上教育部次長】 まず1点目ですが、これまでの本市におけるハラスメントの事案、発生状況等の実態になります。私が知る限りではないというふうに思っております。ただ、それを何年遡ったかという話になるんですが、ここ数年、おそらく発生している件数はないじゃないかなというふうに考えております。ですので、2点目の事例というのは上げることはできません。

3点目の相談窓口についてなんですが、基本的にはどういうイメージかといいますと、特に電話番号を新たに設定するというよりも、今ある学校教育課の電話番号をこれから周知いたしまして、そこで直接相談を受けるというようなことを想定しています。今日、本教育委員会のほうで皆さんにご審議をいただいて、お認めいただいたら、直近の校長会、あるいは教頭会でこのハラスメント防止指針の説明をいたしまして、それぞれの校長、教頭のほうから各学校の教職員にこのハラスメント防止指針を下ろしていただいて、そして相談窓口についてもそういう形で周知をしようかなというふうに考えております。

それから、研修のことなんですけれども、滋賀県の中では、やっぱり飲酒運転でありますとかわいせつ事案ということに関しては不祥事が発生しております。そのたびに滋賀県教育委員会に私どもが呼ばれて、それぞれの市の中で不祥事防止の研修をするというようなことの指示がありまして、そのたびにやっております。

ここの21ページの上のほうに書かせてもらったんですが、大体今までの不祥事防止の研修パターンは2つありまして、そういう不祥事みたいなことになると、例えば懲戒免職になって、退職金、生涯年金を何千万失うというような研修がありました。それからもう1つは、これがいかに多くの人に多大な迷惑をかけるかというような内容の研修。大体この2パターンだったのですが、こういう研修ではなかなか不祥事が無くならないというふうにも考えて、今後、こういう学校の中で不祥事を防止していくためにはどうしたらいいのかということも考えまして、22ページに書かせていただいているように、もう一度教育公務員としての倫理観に立ち返って、目の前の子どもたちのためにどうすることがいいのだろうかというところをみんなで確認しながら、不祥事防止の研修を今後もしていきたいと考えています。ただ、具体的な研修の内容等々につきましては、今後検討していきたいと考えております。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 これまでハラスメントの発生事例はないと明確に言われましたが、なければそれは結構な話なのですが、これまで直接教育委員会に相談するチャンネルもなかつ

たとのことですから、実態はあったのかもしれないが、表面化、顕在化しなかったのかもしれないので、これを契機に野洲市ではそういった事が未然に防げるよう研修も含めて日頃から自己啓発等に努めていただきたいと思います。

【西村教育長】 それでは、ほかに。立入委員、どうぞ。

【立入委員】 18ページですけれども、コロナ対応として教育委員会対応という項目のところで1つお聞きしたいんですけれども、万が一ハラスメント事案が起こった場合、責任者となって報告する代表者が校長ということでしょうか、報告というのは。例えば、校内でコンプライアンス委員会みたいなものがあるって、その代表が校長以外の職種の先生が報告するほうがいいのではないかなと思うのですが、そこがこの図表ではちょっとわからないんですけれども、どのような報告の仕方かなと思って、お聞きしたいんですけれども。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 基本的には、まず校長が同僚や当事者から相談や報告を受けた場合は早急に、組織的対応調査と書かせてもらったのは、校内ですぐにハラスメントの対策委員会を立ち上げるという意味での校長でして、その中でどういう調査をするのかとか、行為者が誰であるのかということも特定をして、そして校内で開催されたハラスメント対策委員会での結果を誰が教育委員会に報告をするのかということころまでは、実はまだ考えられていませんでしたので、今のご意見を参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

【西村教育長】 立入委員、どうぞ。

【立入委員】 分かりました。ありがとうございます。

【西村教育長】 ほかに。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 4ページのハラスメント防止指針は「同僚、部下の関係にある教職員だけでなく、児童・生徒やその保護者、教育実習生に対する」とか、6ページの「ほかの教職員、児童・生徒及びその保護者、教育実習生を」とか、9ページの「教職員や児童・生徒、その保護者や教育実習生に」という表示がされていますが、これは教職員の方が加害者としてという表記に私は感じられるのです。例えば、教職員の方が教職員の方ではなく、教職員の方が児童・生徒や保護者から受けるということは該当しないのですか。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 この指針の中で教職員同士、それから教職員から児童・生徒、保護者、それから教育実習生ということは想定しているんですが、保護者から教職員にとい

うところは想定はしておりません。

以上です。

【西村教育長】 南出委員、どうですか。

【南出委員】 もう1つ質問です。ちょっと過去に遡ってしまうんですが、私が中学生の時に明らかに生徒から先生にというのが見受けられたことがありまして、そういった場合にその先生方は誰に相談すべきなのかなと感じてしまいます。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 最近、学校では若い教員が非常に増えておりまして、若い女性の教員が体格で言ったら本当に見上げるくらいの男子中学生にというようなことも当然あり得ますし、実際、それに近いようなことがもしかしたら学校の中であるということは我々としても想定していますが、そういう場合はその被害に遭いそうな、あるいは遭った教員はすぐに管理職に相談をして、適切な処置を講じてもらうというふうに考えております。

以上です。

【西村教育長】 南出委員、よろしいですか。

ほかにご質問ございませんか。荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 この研修についてお伺いしたいのですが、今までの不祥事の研修は、やはり人ごとのように受けているというのが一番の問題かなと思います。自分は絶対不祥事なんか起こさないとか、パワハラなどのハラスメントはしないという固定概念の中で研修を受けたら、どんな研修をしても自分のものにはならないと思っています。

21ページにあるように、この四角い箱の中に人間は皆弱い存在であると書いていますが、具体的に対象をどのように考えておられるのか、その研修の時期をどのように考えておられるのか、その研修をした後、評価を次に生かせるようなプランをどういうふうにしていくとされているのか、もし考えておられたら教えていただきたいのが1つ。

もう1つ、この相談窓口をつくるというのはとても大切なことだと思うのですが、校内の中で相談できない先生方が教育委員会へ直接行くのはすごく勇気のいることだろうと思います。そういった所で垣根を低くして、本当に相談しやすい体制をつくっていくには何か工夫があるのではないかと思います。そのことについて、教育委員会から学校の相談体制についての指導をどのようにされようとしているのか、具体的な案があれば教えていただきたいと思います。

3点目は、もし訴えがあった場合に、やはり第三者委員会というものが必要ではないか

と思います。その第三者委員会も公平な立場で作っていくとしたら、どのように考えておられるのか、具体的に分かれれば教えていただきたいと思います。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 本来は、やっぱり身近な学校で信頼できる者同士で相談できるというのが一番です。これはパワハラにしても、マタハラやセクハラにしても、相談を受けの際、職場の中で留意することとして、例えば被害を受けているということを見聞きした場合にその被害者はどうしても被害を受けているのに恥ずかしい、あるいはトラブルメーカーと思われたくないという考えから、なかなか他人に相談をためらう場合があることを周りの者は想定をして相談を受ける、あるいは同僚として声をかけていくということが必要だと繰り返し述べられております。ですから、このハラスメント防止指針を使って、まず職場の中で研修をしてもらおうというふうに考えているんですが、これは加害者を出さないというためでもあり、もし万が一、被害を受けている人がそれを恥ずかしいとか、こんなことを言ったら面倒くさい人と思われるのは嫌だと、そういうふうに思わせないような職場づくりを学校の中でしていただかないと駄目なんだというような研修をぜひしてもらいたいと考えているのが1点目です。

2点目ですが、第三者委員会、もしかすると学校でも相談できない、あるいは教育委員会にもお願いできないということが当然あり得ますし、被害が深刻であればあるほど、言いくいだろうなということは当然あるので、第三者委員会の設置ということについても今後考えていかなければならないと考えております。

以上です。

【西村教育長】 荒川委員、どうですか。

【荒川委員】 はい、ありがとうございます。

先ほども申しましたけれども、自分は不祥事を起こさないとかハラスメントを起こさないという考えの中で固まってしまうと、風通しが良くなれないと思いますので、自分は弱い人間であるから、いつ、どんなことが起こるか分からないという姿勢で研修、組織をつくっていただきますようお願いいたします。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第61号、野洲市教育委員会ハラスメント防止指針の制定について賛成の方の挙手を

お願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第61号は可決されました。

次に議案第62号、野洲市使用料条例の一部を改正する施行期日を定める規則について、事務局より説明をお願いします。中川室長、お願いします。

【中川スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室の中川でございます。

それでは、議案第62号、議案書の24、25ページをご覧ください。併せて、もう1枚追加資料ということで、議案第62号関係ということで、入れさせていただきます。そちらも見ていただければと思います。

それでは、野洲市使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について、こちらのほうは令和2年2月の定例議会で議決されまして、3月25日に公布されております。この条例の施行期日については、追加資料の1ページの下のほうに施行期日というところがございしますが、この条例は公布の日から起算して12か月を超えない範囲において、教育委員会規則で定める日から施行するとされております。

このことから、本件について施行期日を定めるため、議案書の24ページの提出理由にもありますように、8月中に総合体育館のトレーニング室は機器の更新等を行います。その間は休止をして、利用を9月1日に再開するというように進めております。9月1日から再開するというように、条例の施行期日も同日の9月1日とするものでございます。

簡単ですが、以上で説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第62号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第62号、野洲市使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第62号は可決されました。

次に議案第63号、野洲市総合体育館管理運営規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。中川室長、お願いします。

【中川スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室の中川でございます。

続きまして、議案第63号でございます。議案書の26、27ページをご覧ください。

野洲市総合体育館の管理運営規則の一部を改正する規則について、総合体育館のトレーニング室とランニングロードの利用時間を、そちらの提出理由にもありますように、午前9時から17時に変更するというものでございます。変更する期日につきましては、9月1日に変更したいというものでございます。関係資料の5ページにありますように、現行の利用時間は午前9時から午後9時までで、祝日と日曜日につきましては午後6時までの利用時間になっております。そちらを午後5時に変更したいということでございます。

関係資料の6ページからをご覧ください。時間の記述が午後5時と24時間制の17時というのが混在して見にくくて申し訳ないんですけど、今からは17時という形で説明をさせていただきます。

資料の6、7ページ、総合体育館、トレーニング室は、人生100年時代を見据えた形で、生涯スポーツの場として中高年の方を主にターゲットとしたトレーニング室に変更していくということ、機器等を新たに更新していくということで進めておりました。利用時間についてもその中高年の方を対象としたコンセプトの中で、お昼の時間に特化して変更していくと検討等を進めてきたところです。その中で実際に利用されている方のアンケートですとか実際の利用状況等を見ると、ターゲット層になる中高年の方、特に野洲市内の高齢者に当たる部分なんですけど、約95%の方が午前9時から大体17時までの時間帯でご利用いただいているということになっています。また、実際のところ、高齢者以外の部分でも約75%の方は17時までの利用であるということでございます。

それに加えて、7月15日に新しく健康スポーツセンターが開所いたしました。そちらにもトレーニング室がございまして、午前9時から午後9時までの利用時間になっているのと、トレーニング室の機器につきましては、総合体育館のトレーニング室よりも豊富な機器と数を取り揃えておりまして、総合的なトレーニングが可能であったり、個々の目的に応じたトレーニングができるということになっております。

そういったことを勘案しますと、施設の新たなコンセプトの下に利用時間等も健康スポーツセンターとはすみ分けする形で運営していくほうがいいのではないかと考えております。そういった形で利用者の目的に応じて施設を選んでもらって、時間帯に応じた利用ができるのではないかと考えております。そういったことから、総合体育館のトレーニング室につきましては、午前9時から17時までということで時間を変更したいというものでございます。

施行期日につきましては、使用料の改正と併せまして、同じくトレーニング機器を更新し、新たに始める9月1日を施行日にしたいと考えております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第63号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第63号、野洲市総合体育館管理運営規則の一部を改正する規則について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第63号は可決されました。

次に議案第64号、野洲市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 議案第64号、野洲市教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。

まず、提出理由のほう、請願、あるいは陳情しようとするものの要件に、これまでの規則では住所、氏名、職業及び年齢を記すと規則ではなっていますが、必ずしも職業と年齢は請願、陳情の際には必要ございませんので、住所及び氏名ということで、この2点に改めるものでございます。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第64号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 少し確認しておきます。この規則の改正は8月1日からの施行ですね。後の議題で教科書の採択に関する請願書が出てきます。これは4月23日付で出てきています。そうすると、この請願書については、この規則の改正前の取り扱いでよろしいのですね。

【西村教育長】 中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 請願を出された時点で、正直言いますと、この規則の改正についても、請願を出された方から、現在の請願人の要件として職業及び年齢というのはどこを見ても必要がないということでご指摘をいただいているという経過もございまして。4月に出されたものについては、特段この形でお受けさせていただくということで、出された

時点で受領しておりますので、これは仕方がないのかなということで考えてございます。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 少し分かりにくい答弁だったのですが、8月1日の改正なので、それ以前は現行の前の要件を満たすということで施行するわけですね。そうすると、この請願書には職業及び年齢を記すということになっています。だから、4月23日付の請願では、職業、年齢を記すことが適用されるということではないのですかという質問です。

【西村教育長】 中塚課長。

【中塚教育総務課長】 規則通りなら、本来であれば記す必要はあると思いますが、市議会のほうでも当然、請願は住所及び氏名だけなんです。教育委員会の規則がおかしいということで、ご指摘をいただいております。それをお話されたうえで、今回については職業及び年齢について記載がなくてもよろしいですということで受け取っています。本来であれば規則通りなんです、ご指摘いただいたということと、受け取らせていただきますということで、教育委員会としては一旦了承していますので、そういう形で事務手続きは進めさせていただきます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 固いことを言うようですが、規則というのは守るためにあって、委員会は規則に基づいて行われるので、今の回答はそうですかと言にくい回答だと思うのです。実態は分かります。年齢まで書く必要があるのかということは。だから、改正をするわけですよね。改正することに対して反対するわけではないですが、しかしそれを表立って出す場合、実態に合わない規則であっても、規則通り取り扱うのが本来ではないですかと言っているわけです。規則はそうだけでも、受け取りましたというのはどうかと思います。

【西村教育長】 杉本部長、どうぞ。

【杉本教育部長】 瀬古委員のおっしゃったとおりです。社会情勢を踏まえて、今回は受け取りとさせていただいたということでご了承いただきたいと思います。この規則に書いてある以上、職業、年齢を明記していただいて受け取るというのが本来の姿ですので、ただ、先ほど申しましたように、社会通念上、必要のないものということで今回は特別に受け取らせていただいたところです。よろしくお願ひします。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第64号、野洲市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第64号は可決されました。

次に(2)協議事項に移ります。

協議事項1、2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願に対する回答について、事務局より説明をお願いします。井上次長、どうぞ。

【井上教育部次長】 現在、来年度の中学校の教科書採択に向けて作業を進めていますが、去る4月23日に「こどもと教科書 市民・保護者の会」より、野洲市教育委員会教育長宛てに請願書が提出されました。そこで、5月27日に草津市、守山市、野洲市、栗東市、甲賀市、湖南市の6市合同で教科書採択を行うための協議会を結成しておりますが、この協議会の中でこの請願書について協議した上で、統一見解として回答書を提示いたしました。しかし、野洲市教育委員会教育長宛で出された請願書である以上、野洲市教育委員会として回答すべきと考え、本委員会でご審議をいただきたく、ご協議を願うものです。

1ページ以降、この回答案を示させていただいております。まず、項目1ですが、審議の透明性確保ということで、新型コロナウイルス感染症防止を踏まえ、3密を防いだ上で会議を実施していくということと、それからその場での会議録も速やかに本市ホームページのほうで公開をいたします。

それから項目2ですが、教科書採択に向けた調査では、学校現場の教員が携わっているということを明記しております。

項目3、教科書展示会の開催ですが、この展示会は草津市、甲賀市と野洲市希望ヶ丘の中にあります県の総合教育センターの中で行われるということ。

それから項目4、教科書採択は外部からのあらゆる働きかけに左右されないことが大切であるというふうにしております。

最後に、教科書採択を行う会議の周知、あるいは教科書採択に向けて多様性の尊重、人権尊重では環境問題等、独自観点を設けて慎重に採択を進めていることについて明記しました。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました協議事項1について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

日程第6、報告事項に移ります。

報告事項①、令和3年度国県要望書について、事務局より説明をお願いします。進藤次長をお願いします。

【進藤教育部次長】 文化財担当の進藤です。

お手元の別冊、令和3年度国県要望書の27ページをご覧くださいませでしょうか。

主に、県への要望といたしまして、2点要望を挙げております。

1点目は、滋賀県文化財保存事業費補助金の休止の解除です。毎年、滋賀県は文化財補助金の補助率を改めながら補助対象種別ごとに補助金補助率を明記・公開されているわけですが、平成20年度から史跡の公有化事業等の補助金を休止していながら、県が掲げられる補助金補助率には従前どおりの補助率が掲載されています。このことから、補助率に掲載されているとおり、補助金を要望するものでございます。

2点目は、滋賀県文化財保存事業費補助金への補助対象種別の追加です。文化財保護法が改正されまして、市町村が地域の保存活用地域計画を策定し、県が定める文化財保存活用大綱と照合し、国の認定を受けて、文化財の保存活用を今後図っていくこととなります。国の方はそれに見合う補助金制度を設定されているわけですが、県につきましては、大綱を定めつつもそれに見合った補助制度が設けられていないということで、地域の文化財保存活用の根本的計画になるわけですので、県の大綱に沿って県費補助を新たに設けていただきたいという要望をあげさせていただいております。

以上です。

【西村教育長】 続いて、井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 同じく、めくっていただいて、29、30ページをご覧ください。

3つ提案、要望をしていきたいというふうに考えております。

1点目は、事務職員の配置についてです。事務職員は大体ほとんどの学校が1人です。その中で非常に多岐にわたった仕事をしているんですが、初任でもなかなかきちっとした研修が受けられないというようなこともございますし、教員でありますと、校内の中で同僚、あるいは管理職から指導が受けられます。だから、大学を卒業して、すぐ教員になっても、

校内である程度指導が受けられるわけですが、事務職員はなかなかそういう職種の専門性に照らして、そういう研修が受けにくいというような現状があります。

それから、もう1つは長年月の勤務者が非常に多いということで、この表にも示させていただきましたが、全部でAからJまでいるんですが、10年とか11年とか8年とか、こういう人が何人もいるわけです。どうしてもそういう傾向から慣れた人にやってもらうという、長年月になりがちであるというようなところが1つ問題だと考えております。

2点目です。再任用教員の採用試験、人事異動の実施ということなんですが、60歳で定年退職後もそのまま教諭として学校で働き続けられる教員のことを再任用教員というふうに呼んでいるわけですが、そこで、これから再任用教員がどんどん市内では増えてくるのではないかと考えているんですが、この再任用教員がそのまま学校におられることになると、校内人事もなかなかしにくいということもありますので、再任用教員も人事異動ができるという制度にしてもらいたい、あるいは再任用する際に面接試験等も実施してもらいたいということを要望したいと考えております。

3点目は、今現在、中学校では教科担任制になっていますが、小学校においても教科担当制を促進して、ひいてはそれが働き方改革につながるんじゃないかという提案をしていきたいと思っております。学校の中で教員が非常に時間を割いているのが授業の準備でございます。中学校であれば、自分の教科の授業の準備をするわけですが、小学校の教員はかなりの科目数を準備しなければならないというところで、教科担当制にすることで、教材研究の効率化、あるいは授業づくりが充実していくことにつながると考えております。

今現在、小学校英語は専科化が進んでおりまして、専科教員がやっていますが、ただ本年度は担任が英語の授業をするというような学校もございます。ですから、ぜひ専科、あるいは教科担当制を進めていくということをお願いしていこうと思っております。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項②、成年年齢引下げ後の成人式対象年齢について、事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 ご報告をさせていただく前に、2ページの文言の訂正

をお願いいたします。一番下から2行目、新型コロナウイルス感染症「飼う」となっておりますが、「拡大防止」ということで、すみません、訂正をお願いいたします。

それでは、報告をさせていただきます。

成年年齢を18歳に引き下げることとする民法の一部を改正する法律は令和4年、2022年ですけれども、4月1日から施行をされます。このことを受けまして、成年年齢が18歳に引き下げられた場合の成人式の対象年齢も18歳にするかということにつきまして検討をいたしました結果、本市におきましては、成年年齢引下げ後も現行どおり20歳とすることを報告させていただくものでございます。

その理由といたしましては、令和2年、今年度の成人式におきまして、新成人を対象に「成人式は何歳の人を対象に実施するのがよいか」というアンケートを実施しましたところ、「20歳」と答えた割合が93.5%、「18歳」と答えた割合が6.5%という結果でございました。多数が「20歳」とお答えされたという結果になりました。また、18歳で開催するとなると、高校3年生が対象となります。高校3年生にとっては受験や就職活動の時期と重なって、参加できない人が増えることが考えられます。これらのことを考慮しまして、令和5年の成人の日から成人式対象年齢を20歳として実施するものでございます。

なお、資料の下段にあります米印ですが、8月3日月曜日15時に県内複数市で同時公表を行う予定をしております。また、令和3年1月11日月曜日、成人の日、10時よりシライシアター野洲（野洲文化ホール）にて開催致します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、来賓及び主催者の招待につきましては、縮小して実施する予定をしております。

以上、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項③、第17回野洲市美術展覧会の開催について、事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 9月5日土曜日から9月13日日曜日に第17回野洲市美術展覧会を実施いたします。美術展覧会は住民に広くに日頃の創作活動の発表と鑑賞の機会を提供し、芸術文化への関心を高め、明るく、楽しい文化生活を実施、実現することを目

的とするものでございます。場所は例年通り、野洲文化小劇場を会場といたします。応募作品は絵画、彫刻、工芸、書、写真の5部門を実施いたします。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くの市民が一堂に会する表彰式を中止いたしまして、作品の講評会を部門ごとに分散開催するというような変更をして、配慮したうえで実施したいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項④、野洲市高齢者及び障害者の社会体育施設使用料減免取扱要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。中川室長、お願いします。

【中川スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室、中川です。

それでは、5ページと6ページのほうをご覧ください。

先ほど、議決いただきました野洲市使用料条例の一部を改正する条例の施行が9月1日からとなりまして、それに関連しまして、野洲市総合体育館のトレーニング室とランニングロードの使用料が改定されます。そこで、先ほどもお話しさせていただいた施設の主なターゲット層となる中高年の皆さんにつきましても、使用料が現行の200円から400円になるということで、現在の減免規程でいきますと、65歳以上の方は減免50%ですと200円になりますので、今までと同じ料金体制でご利用いただけるように減免率を75%に改定するというものです。また、障がい者の方につきましても湖南4市の方を対象に現在と同じく無料で使えるような形に改正するものです。それに関連しまして、減免率につきましても、使用料条例が施行される日、9月1日とさせていただくということです。

以上、簡単ですけど、説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 ちょっと分かりにくかったので、もう一度説明をお願いしたいと思います。6ページの改正の新旧対照表の第4条の第1項で、市内に住所を有する65歳以上の者は50%、ただし、この第2条第1号に掲げる施設、この2条第1号に掲げる施設というのは何なのか。それを使用する場合は75%と、75%にする理由を説明していただきたいのですが、

そこが分かりにくかったので、括弧書きをもう一度説明していただけませんか。

【西村教育長】 中川室長。

【中川スポーツ施設管理室長】 まず、(1)の掲げる施設といいますのが、野洲市総合体育館とそのトレーニング室とランニングロードになります。もう1つ、(2)がB&G海洋センターのプールとありまして、こちらは料金改定しませんので、そのままの50%ということになります。総合体育館のトレーニング室につきましては200円が400円になりますので、そこを現行と同じ100円にするために75%にするというものでございます。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 要するに現行の価格を維持するために、その上がった分を減らすために75%に、減免率を上げるということですね。分かりました。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項⑤、令和2年度第1回図書館協議会の概要報告について、事務局より説明をお願いします。宇都宮館長、お願いします。

【宇都宮野洲図書館長】 宇都宮です。報告事項⑤、7ページをご覧ください。

初めに、資料の訂正がございます。3行目の出席者の委員のお名前ですが、高島先生のお名前が「高島譲治先生」になっていますが、「高島謙治先生」です。「謙」のほうにご訂正をお願いいたします。

令和2年度第1回図書館協議会の概要報告をいたします。

議事につきましては、(1)から(3)までは関連した議題でございました。

まず、令和元年度の事業報告についてご報告しました。これは5月の定例教育委員会で報告したものと同類のものでございます。

それと、(2)番、令和元年度の来館者アンケートについてご報告しました。これは今年の2月、3月に実施したものでございます。この1か2について報告しまして、この内容を受けて、令和元年度の図書館の評価について内部評価をいたしました。13項目の目標を設定しまして、それについて達成度を設定した内部評価を作成しまして、そのことについて説明をいたしました。

(1)から(3)番までご説明をしまして、委員の方から様々なご意見をいただきました。簡単に主なものだけご説明します。

7ページの(2)番の委員の主な意見の最初のところ、中主分館の購入図書の数、金額が本館に比べてかなり少ないというご意見をいただきました。中主分館ももっと改善してほしいというご意見をいただきました。

それから、(2)番の一番最後のポチの部分ですが、新刊が少ないというアンケート結果が今回は大変多かったのですが、そのことについてもご質問などがございました。

それから、めくっていただきまして、8ページ。

図書館の評価、内部評価についての主なご意見でしたが、子供の利用が減ったのはコロナの影響かですとか、新規登録者が増えていることについてとか、問合せの件数が増えていることなど、いろいろなご意見、ご質問をいただきました。

それから、次に(4)番、令和2年度の事業及び図書館の新型コロナウイルス感染症対策について説明しました。2年度の事業につきましては、3月に実施しました前年度の会議で説明していたのですが、感染症対策のためかなりの事業が中止になっておりますので、それについてご説明しました。

委員の主な意見としましては、図書館の臨時休館を4月、5月にしたのですが、その間も中主中学校では資料約440冊を貸してもらい、これはよかったというご意見をいただきました。

それから、休館中でも予約の本や棚にある本も、これは一般の方向けですが、貸出しをしたのはよかったというご意見。それから、文化的な生活の営みを憲法で保障されているものなので、図書館はまさにライフラインなんだというご意見もいただきました。

次に(5)番、教育委員会が所管する事務の市長部局への移管について、現在の状況をご説明しました。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑤について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項⑥、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。田中次長、お願いします。

【田中教育部次長】 教育部、田中です。

それでは、私のほうから報告事項⑥職員の任免等について、ご説明させていただきます。

報告事項9ページになります。まず、会計年度任用職員の新規採用者につきまして、パートタイム職員3名、それからフルタイム職員4名の総計7名の採用を報告するものでございます。その採用所属及び採用期日につきましては、記載のとおりとなっております。また、退職者についてはありませんでした。

次に、職員の許可・承認等一覧についてです。育児休業承認を1件、育児休業延長承認を1件、それから分限休職の延長承認を1件、それぞれ正規職員に対して承認をいたしました。承認期間については、それぞれ記載のとおりですので、ご確認ください。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑥について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

日程第7、その他事項に移ります。何かございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に日程協議に移ります。

まず、8月教育委員会定例会は8月19日水曜日午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくお願ひします。

次に、9月教育委員会定例会についてお伺ひします。9月教育委員会定例会は9月16日水曜日午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催したいと思ひますが、ご異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議なしと認めます。よって、9月教育委員会定例会は9月16日水曜日午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくお願ひします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れさまでした。

— 了 —